

# 魚津市高齢者保健福祉計画及び第 10 期魚津市介護保険事業計画 策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

この要領は、魚津市高齢者保健福祉計画及び第 10 期魚津市介護保険事業計画策定支援業務を委託するに当たり、プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 魚津市高齢者保健福祉計画及び第 10 期魚津市介護保険事業計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託料上限額 8,535,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）  
内訳 令和 7 年度 4,235,000 円  
令和 8 年度 4,300,000 円

## 3. 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たした者とする。

- (1) 魚津市契約規則（平成 29 年魚津市規則第 4 号）第 3 条に規定する競争入札参加資格者名簿（令和 7・8 年度魚津市物品購入等入札参加者名簿）に登録され、かつ、魚津市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続を開始する申立てその他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 魚津市暴力団排除条例（平成 24 年魚津市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団関係者について、該当しないこと。
- (5) 市県民税及び国税について、滞納がないこと。
- (6) 過去 6 年間（平成 31 年 4 月 1 日以降）において、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定支援業務の受託実績があること。

## 4. 実施日程

手 順	日 程
公告（仕様書の公表）	令和 7 年 7 月 22 日（火）
質問書の提出期限	令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 5 時必着
質問書の回答	随時回答予定 （最終回答：令和 7 年 7 月 31 日（木））
参加表明書の提出期限	令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 5 時必着
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 8 月 20 日（水）午後 5 時必着
審査委員会（ヒアリング）	令和 7 年 8 月 27 日（水）

	午後1時から午後4時まで
選定結果の通知・公表	令和7年8月29日（金）
契約手続き	令和7年9月

※実施日程は予定であり、市の都合により変更する場合がある。

## 5. 公告の方法

市ホームページへの及び市掲示板への掲載による。 URL <http://www.city.uozu.lg.jp>

## 6. 質問の受付及び回答

このプロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

### (1) 受付期間

公告開始日から令和7年7月29日（火）午後5時まで

### (2) 質問の方法

質問票（様式第1号）に必要事項を記載し、担当部署宛てに電子メールにより提出する。その際の電子メールの標題は「プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

なお、電子メール送信後に併せて電話による連絡を行う等、必要な到達確認を行うこと。

### (3) 質問に対する回答

提出された質問への回答は、質問者の名称を伏せて、市ホームページ上に掲載することで行う。

## 7. 参加表明書の提出

(1) 提出期限 令和7年8月8日（金）午後5時必着

### (2) 提出の方法

参加表明書（様式第2号）に必要事項を記載し、担当部署宛てに電子メール又は郵送により提出する。なお、電子メールによる提出の際は、電子メール送信後に併せて電話による連絡を行う等、必要な到達確認を行うこと。

## 8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類（市ホームページに掲載する。）

書類名	様式	備考
①会社概要書	様式第3号	記載内容が既製の資料で対応できる場合は、既製の資料の提出で差し支えない。
②業務実績書	様式第4号	記載内容が既製の資料で対応できる場合は、既製の資料の提出で差し支えない。
③業務実施体制調書	様式第5号	
④企画提案書	様式任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A4版両面印刷とし、表紙を除き15枚（30ページ）程度を目安に作成すること。</li> <li>・文字の大きさの目安は、10.5ポイント以上とする。</li> <li>・A3版の資料がある場合は、片面印刷の片袖折りとする。</li> </ul>
⑤参考見積書	様式任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額は、企画提案の内容に基づいた各経費の内訳、積算根拠を年度ごとに記載し、2年度間の総額も併記する。</li> <li>・消費税及び地方消費税の税率は、10%とし、税込額とする。</li> </ul>

(2) 提出部数

- ①正本（上記書類②～⑤） 1部
- ②副本（上記書類②～④、⑤の写し） 7部

(3) 提出期限 令和7年8月20日（水）午後5時必着

(4) 提出の方法

正本及び副本について、担当部署宛てに郵送又は持参とする。ただし、持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時までを受付時間とする。

9. 審査について

(1) 審査方法

市が組織するプロポーザル選定委員会において、各事業者の提出書類及びヒアリングの結果に基づき、次の審査基準により各事業者の提案を採点し、得点が最多となった事業者を契約候補者に、得点が契約候補者の次に最多となった事業者を次点候補者に選定する。

(2) 審査基準

基準	主たる評価の視点
企画提案書の内容	計画策定に当たっての基本的な考え方、次期計画の策定に向けた支援方法について評価
現行計画内容の理解、評価・課題分析方法	現行計画に対する理解度、次期計画の策定に向けた評価・課題分析方法により評価
業務スケジュール	具体性、明確性及び実行可能性により評価
関連情報の収集・提供	次期計画策定に向けた制度改正等制度上の情報提供の内容により評価
独自提案	独自提案の内容により評価
個人情報の安全管理措置	個人情報の組織的な安全管理措置の内容により評価
実施体制	予定担当者の経験及び専門性、業務支援体制の充実度により評価評価
業務実績	同種・類似事業の実績により評価
見積金額	参考見積金額により評価

(3) 審査結果の通知及び公表

審査による選定結果は、書面により各事業者に通知するほか、市ホームページにおいて公表する。なお、選定に係る各事業者の得点の状況は通知しない。

10. 契約候補者の決定及び契約の締結

市は、審査の結果、契約候補者に選定した者に対し、契約締結に向けた協議を速やかに開始する。ただし、契約候補者との協議の結果契約締結に至らなかったときは、次点候補者を契約候補者として、契約締結に向けた協議を行うものとする。

契約候補者との契約締結に当たっては、仕様書の内容を前提として、契約候補者の企画提案書の内容を反映させたものを契約の内容とする。ただし、契約候補者との協議において、企画提案書の内容を下回らない範囲において業務の内容の追加、変更又は削除を行う場合がある。

11. その他留意事項

- (1) 提案、その他の企画提案の手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の著作権は、提出者に帰属する。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 提出書類は、契約候補者の決定のために使用し、それ以外の用途には使用しない。

- (5) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (6) 提出書類の受領後は、その差替え又は再提出を認めない。
- (7) 提案募集に参加した者は、契約候補者決定後において、本業務プロポーザル実施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (8) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、当該事業者の応募を無効にするとともに、指名停止の措置を講ずる場合がある。

## 12. 担当部署（各書類の提出先及び問合せ先）

〒937-8555

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市社会福祉課介護保険係 担当：海野、中川

Tel : 0765-23-1148

E-mail : kaigo@city.uozu.lg.jp